

介護予防を楽しく、効果的に

アクティブ松前

「アクティブ松前」は、皆さんの介護予防を、運動や栄養の面から楽しく効果的に支援していく5つの教室です。

ただ「長寿」を目指すのではなく、いつまでも自分らしくイキイキと生活が送れるように、一緒に取り組んでみませんか？

からだ楽々ストレッチプラン

運動強度
弱～中

定員
15人

姿勢の改善や機能改善運動を目的に、ストレッチを中心としたプラン
※65歳以上

パワリハらくらぐプラン

運動強度
弱

定員
20人

マシンを使った筋力トレーニングや、ボールなどを使ったトレーニングを組み合わせたプラン
※65歳以上

リズム体操るんるんプラン

運動強度
中

定員
60人

音楽に合わせたりリズム体操を中心としたプラン。有酸素運動を楽しめます。
※40歳以上

パワーアップのびのびプラン

運動強度
中

定員
30人

ウォーキングを中心に筋力トレーニングなどを組み合わせたプラン
※65歳以上

パクパククッキング &口腔ケアプラン

栄養に関する講義や調理実習を行うプラン
※65歳以上
※他のいずれかの運動プラン参加者が対象

定員
30人

住民登録は正しくできていますか？

氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などが記録される「住民登録」は、各種行政サービスの基礎となります。住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出を行ってください。

▽松前町から他の市区町村へ行くとき…まず松前町で『転出届』を提出↓交付される転出証明書を持って、転出先で転入届を提出
▽他の市区町村から松前町へ来たとき…転出証明書を持参して松前町で『転入届』を提出
▽松前町内で異動するとき…松前

町で『転居届』を提出

転入届と転居届は、転入地に住み始めてから2週間以内に提出することになっています。転出届は引越予定日の2週間前を目安に提出してください。なお、出生届や死亡届も法律で届出期間が定められているので注意してください。

▼受付時間

平日8時30分～17時15分（届け出に伴い他課で手続きの必要な人は早めに来庁してください）

問 町民課住民係

☎985-4105

障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月1日（金）から交付します。対象者は、町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人です。

- ①身体障害者手帳（1級～3級）
- ②療育手帳（A・B）
- ③精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）※町外の施設入所者は対象外

▼申請手続き

手帳と認印を持参の上、福祉課

障がい福祉係へお越しください。

▼利用できるタクシー

松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、伊予観光タクシー、介護タクシーいのうえ、城南タクシー、東洋タクシー、松一タクシー、アトムタクシー、介護・福祉タクシー愛ランド、介護タクシーゆとり

問 福祉課障がい福祉係

☎985-4112

各プラン共通事項

▼対象

町内在住の65歳以上の人（昭和22年3月31日以前生まれ）※リズム体操るんるんプランは40歳以上の人

▼参加費

1回100円～200円
※損害保険料と食材費などの実費相当額は別途必要です。

▼実施期間

6月～平成24年3月（回数はプランによって異なります）

※原則、1年間同じプランで取り組みます。

説明会

まずは説明会にお越しください。各プランの内容や全体の流れを説明します。

▼日時

4月26日（火）14時～15時

▼場所

松前総合文化センター ふるさと学習室

▼内容

- ①プラン内容、全体の流れの説明
- ②講演（講師 愛媛大学教育学部保健体育科 浅井英典 教授）
- ③体力測定などの案内

アクティブ松前の流れ

4月	全体説明会
5月	体力測定①、プラン決定、通知
6月～	プラン実施（8月は休講予定）
平成24年3月	体力測定②、報告会

準備物 筆記用具

▼注意

各プランへの申し込みは、希望と後日実施する体力測定の結果を踏まえて受け付けます。希望者多数の場合は、新規の人を優先します。申込書は説明会でお渡しします。

問 NPO法人ヘルスプロモーション・ネットワーク（実施団体）

☎933-5524

地域包括支援センター

☎985-4205

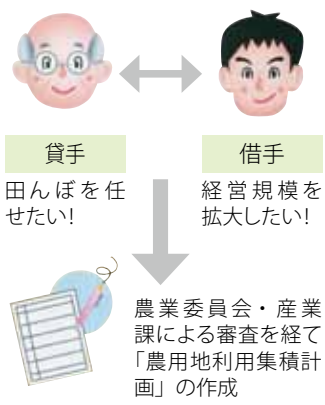
安心して農地の貸し借りを

「後継者がいない」「高齢で農作業ができない」などの事情で農地を貸したい人と、「機械をもっと効率的に使いたい」「経営規模を拡大したい」という人との間で安心して農地の貸し借りを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。この事業を利用すれば貸手・借手の双方にメリットがあります。

①貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる

②期間満了前に、貸手・借手の双方に通知が来る

③期間満了後の離作料は不要



④利用権の再設定により継続して貸し借りができる など

▼受付期間

4月1日（金）～21日（木）

問 農業委員会事務局

☎985-4131



小さな子どものための自然観察会

野々っ子くらぶ

野々っ子くらぶ第1回は、白鶴保育所と近くのれんげ畑で開催します。

第①回 れんげの会

- *日時 4月21日（木）10時～11時30分
- *場所 白鶴保育所、れんげ畑
- *対象 就園前の子どもと保護者
大人だけでも参加できます。
- *服装 帽子、運動靴（前日雨だった場合は長靴をおすすめします）
- *持ち物 お茶、タオルなど
- *申し込み方法 4月20日（水）までにお電話ください。（先着15組）
- *申込先 町民課生活環境係 ☎985-4117
子育て支援センター ☎985-4151

4月から国民年金保険料が変わります

平成23年度の保険料は月額15020円です（前年度より80円引き下げ）。

▼学生納付特例申請

所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。前年度に学生納付特例制度が承認された人で、はがき様式の申請書が送付された人は、届いたはがきに必要事項を記入の上、郵便ポストへ投函してください。はがき

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き（特別徴収）で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。保険料（税）額決定までは、2月と同額を納めていただき、10月以降の本徴収で調整します。

▼対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

納付月	徴収区分
4月	仮徴収
6月	どの月も
8月	平成23年2月と同額
10月	本徴収 年間保険料（税）額－ 仮徴収納付額
12月	
平成24年2月	

●保険課保険料係（保険料のこと）
☎985-4227
税務課町民税係（税のこと）
☎985-4110

合併処理浄化槽の設置補助金

生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲取りから合併処理浄化槽に設置替える人や新規に合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

▼対象者（全ての条件を満たす人）

- ①下水道事業計画認可区域でない地域に設置する人【左図参照】
- ②平成23年度中に浄化槽を設置し使用開始する人
- ③松前町税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料を滞納していない人

▼申請期間 4月1日（金）から随時

補助金額予定基数

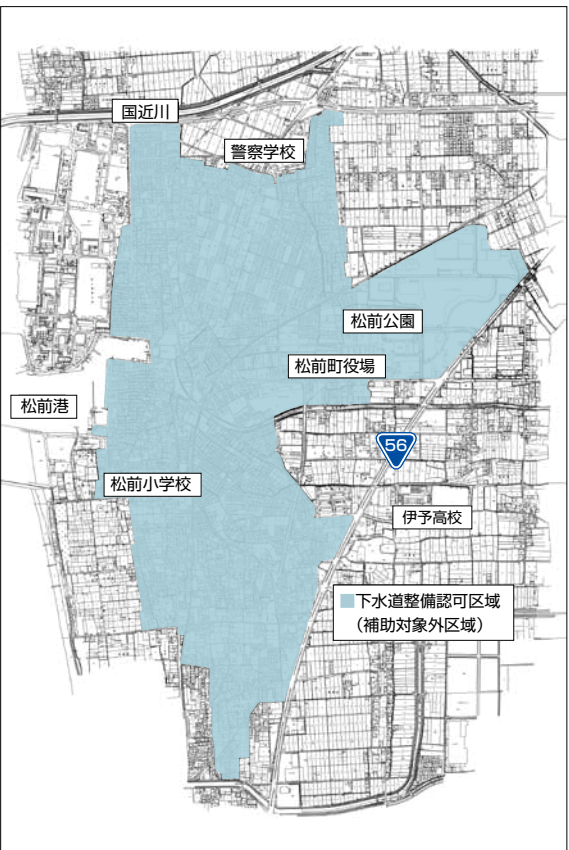
区分	補助金額	基数
5人槽（転換）	332,000円	28
6～7人槽（転換）	414,000円	4
8～10人槽（転換）	548,000円	3
5人槽（新築）	267,000円	78
6～7人槽（新築）	331,000円	8
8～10人槽（新築）	439,000円	3

※補助の金額や基数は変更することがあります。

▼申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は町ホームページからダウンロードできます。

●問 上下水道課下水道業務係
☎985-4126



確定申告が間違っていたら…

▷税額を多く申告していたとき

税務署にある更正請求書で訂正します。この更正の請求ができる期間は、通常申告期限から1年以内です。

▷税額を少なく申告していたとき、還付を受けた税額が多かったとき
修正申告をしてください。税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▷確定申告を忘れていたとき

すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

●松山税務署 ☎941-9121（自動音声案内）
税務課町民税係 ☎985-4110

◎事業主の皆さん、忘れていませんか？

法人町民税の修正申告

法人税額が修正申告や更正・決定で当初より増額となる場合は、法人町民税の修正申告が必要です。速やかに修正申告書の提出をお願いします。

●税務課管理収納係 ☎985-4109

平成23年度 納税期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月2日	4月25日
	2	8月1日	7月25日
	3	12月26日	12月26日
	4	H24 2月29日	H24 2月27日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月27日
	2	8月31日	8月25日
	3	10月31日	10月25日
町県民税	4	H24 1月31日	H24 1月25日
	第1・全期	8月1日	7月25日
	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月26日
国民健康保険税	4	10月31日	10月25日
	5	11月30日	11月25日
	6	12月26日	12月26日
	7	H24 1月31日	H24 1月25日
	8	2月29日	2月27日
	9	4月2日	3月26日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期限月の翌月10日（1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

●税務課町民税係 ☎985-4110

正しく分別して 地球にやさしく

埋立ごみ

下の写真は、2月22日に収集した埋立ごみの山です。この中には、右の写真のように分別されていないごみがあります。



やかんや鍋は金属類の日に



ペットボトルの日に



古着・古布類の日に



卓上コンロ用ボンベは
スチールマークがあればカン類に



蛍光灯は有害ごみの日に



可燃ごみの日に

埋立ごみの処分には多くの経費がかかります。埋立ごみを正しく分別すれば、ごみの減量と経費の節約ができます。資源化できるごみは、埋立処分するより資源として循環利用するほうが地球環境の向上と最終処分場の延命化につながります。

●問 町民課ごみ対策係 ☎985-4117

飼い主さん 狂犬病予防注射に連れてって

生後 91 日以上の子犬の飼い主には、生涯に 1 度の登録と、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。予防注射は日程内であればどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けてください。登録済みの人は、通知はがきを必ず持参してください。

❖料金

- ❶すでに登録している場合 2,850 円（注射料金）
- ❷新規に登録する場合 5,850 円（注射料金＋登録料 3,000 円）

❖注意事項

- ・逃げないように首輪をし、糞便の始末袋を用意してきてください。
- ・必ず犬を押さえることができる人が連れて来てください。危険と判断される場合は注射をお断りさせていただきます。
- ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院で受けてください（料金は同じ）。
- ・登録内容に変更（犬の死亡・飼い主の変更・住所変更など）がある場合は、必ず事前に町民課へご連絡ください。

☎町民課生活環境係 ☎ 985-4117

❖狂犬病予防注射日程

4/4 月 岡田校区	
9:00 ~ 9:20	大間教深寺前
9:25 ~ 9:50	上高柳集会所前
10:00 ~ 10:25	恵久美集会所前
10:35 ~ 10:50	北公民館前
11:00 ~ 11:20	西高柳集会所前
13:20 ~ 13:35	北川原集会所前
13:45 ~ 14:00	塩屋集会所前
14:10 ~ 14:40	西古泉公民館前

4/5 火 松前校区	
9:00 ~ 9:15	南黒田公民館前
9:25 ~ 9:50	北黒田公民館前
10:00 ~ 10:15	西公民館前
10:25 ~ 10:40	新立住吉神社前
10:50 ~ 11:20	松前公園駐車場
13:20 ~ 13:50	松前駅前
14:00 ~ 14:15	本村えびす神社前
14:25 ~ 14:40	古城幼稚園前

4/6 水 北伊予校区	
9:00 ~ 9:30	中川原公民館前
9:40 ~ 10:00	徳丸集会所前
10:10 ~ 10:25	出作集会所前
10:35 ~ 10:55	東公民館前
11:05 ~ 11:20	鶴吉公民館前
13:20 ~ 13:35	横田公民館前
13:40 ~ 13:55	大溝公民館前
14:00 ~ 14:15	永田公民館前
14:25 ~ 14:40	東古泉公民館前

作兵衛翁の遺徳をしのんで

義農祭

☎総務課企画政策係 ☎ 985-4103

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった作兵衛翁をしのんで、義農祭を開催します。
ご家族・ご友人と一緒にぜひお越しください。

日 時 4月23日（土）10時から
場 所 義農公園
内 容 式典、各種特産物などの即売

